信託セミナー

信託法リステイトメント (第三次)

―主たるテーマと新しい潮流―

 アイオア大学教授
 トーマス・ガラニス

 中央大学法学部教授
 新
 井
 誠
 監訳

 中央大学法学部助教
 福
 田
 智
 子
 訳

一目次一

はじめに

- I. 信託法リステイトメント (第三次) 制定の背景
- Ⅱ. 主たるテーマ: 委託者の自己決定と受益者の権利の均衡
- Ⅲ. 新しい潮流—信託とは何か?信認関係なのか、 それとも法主体なのか?
- Ⅳ. 信託法リステイトメント (第四次) 刊行時期

読者の便宜のため原注に加えて適宜、訳注を付していることをご諒解頂きたい。なお、下線のないものは訳注とする。

はじめに

本講演は、The Restatement (Third) of Trusts (以下「信託法リステイトメント (第三次)」とする。)の内容に関するものである。講演者は、信託法リステイトメント (第三次)の編纂作業に携わった1人であり、そのことを大変名誉に感じているが、本講演の内容はAmerican Law Institute (以下「アメリカ法律協会」とする。)の代表としてではなく、あくまでも個人的見解に過ぎないことを予めお断りしたい。

本講演は、大きく4つのパートに分かれて いる。パートIは、アメリカ法律協会が編纂



する各種リステイトメント全般、及び信託法 リステイトメント (第三次) 編纂の背景につ いて、パートⅡは、信託法リステイトメント (第三次) の主たるテーマである、委託者の 自己決定と受益者の権利の均衡について、パ ートⅢは、信託を法主体として概念化するという新しい潮流に対する、信託法リステイトメント(第三次)の役割(信託法リステイトメント(第三次)において、それがどのように推し進められているかということ)について、そしてパートⅣでは、信託法リステイトメント(第四次)の編纂時期が到来しているのかについて述べる。

I. 信託法リステイトメント (第三次) 制定の背景

最初にリステイトメントが編纂されること となった背景について述べた後、そのうち特 に信託法リステイトメント (第三次) に絞っ て説明する。

アメリカ法律協会は「法の明確化と簡素化かつ社会的ニーズへのより良い適合の推進、司法のより良い運営の確保、そして学術的かつ科学的な法実務の推進及び維持⁽¹⁾」を使命として、1923年創設された。アメリカ法律協会の最もよく知られた、かつ影響力のある功績が、リステイトメントの編纂である。アメリカ法律協会は、リステイトメントを次のように評している。

「リステイトメントは、主として裁判所に対して示されるものであり、コモン・ロー及び制定法上の明確な要件の定式化を目指し、現存する法、若しくは裁判所により適切に示されるであろう法に影響を与える。リステイトメントは、正確な制定法上の条文を求めるものの、それは一方で、コモン・ローの発展や成長の流動性や可能性に影響を与えることも意図している。リステイトメントが、制定法上の作為的な(mandatory)用語ではなく、具体的な事案に適用され裁判官により示され

る記述的な用語で表現しているのはそのためである $^{(2)}$ 。」

信託法リステイトメント(第一次)の編纂 作業は1927年に開始され、1935年に刊行され た。信託法リステイトメント (第一次) は全 2巻から構成され、その編纂作業はリステイ トメントのリポーターという名称の主たる起 草者である、ハーバード・ロー・スクール教 授オースティン・スコットの下、15人の委員 により行われた。その後、信託法リステイト メント (第二次) の改訂作業が、再びオース ティン・スコット教授の下、8人のアドバイ ザーチームにより1953年に開始され、全2巻 から成る信託法リステイトメント (第二次) は、1959年に刊行された。1980年代中頃まで、 信託法リステイトメント(第二次)について は、少なくともひとつの点につき、改正が必 要なことが明らかであった。なぜなら、標準 的な信託投資規定は制限的に過ぎ、かつ当時 の投資セオリーや実務に影響を与えていなか ったからである。「Prudent Man Rule(慎重 人準則)(3) で知られる信託法リステイトメ ント(第二次)の準則は「信託基金の投資を する際、受託者は受益者に対する義務の下、 思慮深い人が自己の財産を管理するよう、信 託財産を維持し、かつ定期的な分配を受け取 ることができるよう、投資を行わねばならな い。」と定めていた(4)。その結果、この準則 に基づく裁判所の判断により、保守的に過ぎ かつ信託財産の価値減少リスクに注目した投 資手法が促進されていた。これに対し、当時 の資産管理に関するアプローチは、個々の財 産ではなく、分散の重要性を強調する信託財 産のポートフォリオに着目していた。そこで 1987年、アメリカ法律協会は信託財産の投資 管理ルールに着目したリステイトメント改 訂作業に取り掛かった。これは、信託法リ ステイトメント(第三次)における Prudent Investor Rule (慎重な投資家準則。以下「プ ルーデント・インベスター・ルール | とす る。(5)として知られている。改訂作業は、 起草者であるカルフォルニア大学教授エドワ ード・ホールバックの下⁽⁶⁾、15人のアドバイ ザーにより行われ、1992年、プルーデント・ インベスター・ルールに関する部分を含んだ 信託法リステイトメント(第三次)が刊行さ れた。そして、この部分的なリステイトメン トの刊行を契機に、1994年には、信託法リス テイトメント (第三次) の全改訂作業が始ま った。ここでも、エドワード・ホールバック 教授が起草者に指名された。改訂作業は、エ ドワード・ホールバック教授の他、4人の共 同起草者、UCLA 大学教授ウィリアム・マ クガヴァーン、エモリー大学教授ジェフリ ー・ペンネル、ハワイ大学教授ランドル・ロ ス、アイオア大学教授トーマス・ガラニス、 そして20人以上のアドバイザーの協力の下、 約20年間行われた。信託法リステイトメント (第三次) は全4巻、合計1,500頁以上(付録 巻を除く)の分量から成り、第1巻、2巻は 2003年、第3巻は2007年、そして第4巻が 2012年に刊行された。

この長期間に及ぶ作業を要約するのは困難だが、信託法リステイトメント (第三次)の主たるテーマを述べるとすれば、委託者の自己決定と受益者の権利の均衡にあると言える。そこで、次にその内容につき述べる。

II. 主たるテーマ: 委託者の自己決定と 受益者の権利の均衡(*)

信託法には、Donor(以下「委託者」とす

る。) の権利と受益者の権利の間に、最も重 要な緊張がある一方、委託者の立場は、より 優先されているように見える。なぜなら、信 託上の委託者は、信託を設定する故に、受益 者のエクイティ上の利益の範囲を決定する権 限や信託管理における受託者の行為を監督す る権限を有するからである。さらに、財産法 リステイトメント (第三次) 第10.1 条に定 める Donative Transfers (以下「贈与移転」 とする。) に関する法原則は、遺贈や他の贈 与移転では「委託者の意思は、法律により許 可された範囲で最大限の効果が与えられる。」 とする。他方で、受益者もまた最高の請求権 を有する。なぜなら、信託利益に対する所有 権は、委託者ではなく受益者だけが有してい るからである。もちろん、委託者が受益者の 地位にある場合も時としてある。しかし、こ こでは受益者の地位を兼任していない委託者 を対象とする。委託者でない受益者は、信託 財産に対するエクイティ上の財産権を有し、 委託者が信託を監督する権限を制限してい る。さらに、信託法リステイトメント(第三 次) 第27条は「私益信託において、契約内容 や信託管理は、受益者の利益のために行わな ければならない |ことを強調する⁽⁸⁾。そして、 委託者の権限と受益者の権限との極限を考え ると、アメリカ信託法は、ある時は委託者に とってより最適な立場で、又ある時は受益者 にとってより最適な立場を採用している。そ こで本講演では、私達が現在置かれている状 況及び今後の方向性について、記述的かつ規 範的分析を行う。つまり、信託法リステイト メント(第三次)における委託者の意思と受 益者の権利・利益の最適な均衡について述べ る。

典型的なアングロ=アメリカ信託の基礎的

構造について詳しくない人も多いため、背景 について述べる。 典型的なアングロ=アメリ カ信託の定義を最も鮮明に述べるとすれば、 オックスフォード大学教授バーナード・ルデ ンの「標準的な私益信託は、時間が計画され、 かつ財産管理の領域を対象とする、本質的な 贈与 (essentially a gift) である (9)」が先鋭 的である。信託財産の Legal Title (以下「コ モンロー上の権限」とする。) は委託者から 受託者へ移転され、Equitable Title (以下「エ クイティ上の権限」とする。) は委託者から 受益者へ移転する。このコモンロー上の権限 とエクイティ上の権限の分離は、英国におい て生まれた。なぜなら英国では、何世紀にも わたり、コモン・ロー裁判所が受託者の所有 権を認識し、Court of Chancery (以下「大 法官裁判所 | とする。) が受益者の権利を強 制するエクイティの管轄を行なっていたから である。コモン・ローとエクイティの融合は 英国において19世紀に生じたが⁽¹⁰⁾、それら は今もって概念的に正確であり、信託の概念 的構造の核である権限の分裂を理解するのに 役立っている。

さらに留意すべき事項として、本講演の対象とする信託は、贈与移転により設定されたものということである。このことは、バーナード・ルデン教授が信託を「本質的には贈与である」と称したことを意味する。典型的なアングロ=アメリカ信託は、非商業的な財産移転であり、特に家族間において生じる。ジョン・H.ラングバイン教授は、このことに関し「中世後期、信託は家族内における財産移転の手段として利用され、現在においても相当の財産を有するか、若しくは複雑な家族関係を有する者が、世代間の財産移転を行う機能として信託は利用されている。」と述べ

る(11)。確かに、年金信託、ミューチュアル・ファンド、不動産投資信託、法律事務所の信託勘定など、多くの商業信託が存在するにもかかわらず、アメリカの信託法は、未だに無償の財産移転により設定された信託を対象としている。例えば、信託法リステイトメント(第三次)は商業信託を対象から外し、代わりに(信託法リステイトメント(第三次)を引用すると)「流動的かつ長期間に及ぶ家族間における継承的財産設定(Settlement)としての(12)」信託を対象とする。同様に、本講演で述べる信託も、家族間かつ世代間における、財産管理を付与した、受益者に対する贈与移転としての信託である。

親族問贈与信託(Donative Family Trust)というコンテクストの下では、誰もが委託者の願望と受益者の願望が衝突する可能性を予想できるであろう。この衝突が生じた時、法は「信託は誰のもの」という根源的な問いに対し、答えを示さなくてはならない。アメリカの歴史上、アメリカ法はこの問いに対し、異なった答えを示してきた。委託者の権利と受益者の権利の間の緊張は、信託の管理期間中と信託終了時に生じる。そこで本講演では、信託管理期間及び終了時のいずれも取り上げ、信託法リステイトメント(第三次)における均衡というテーマにつき、3つの例を挙げて説明する。

最初に信託管理の場合について検討する。 信託の存続期間中、信託財産の管理に際し、 いったい誰の希望が優先されるのだろうか。 すなわち、それは、信託を設定し信託の管理 方法を定めた委託者か、それとも信託財産 のエクイティ上の所有者である受益者なの か?この問いに対しては、2つの原則で説 明することができる。ひとつは、受益者の信託財産利益の譲渡を制限する条項である「Spendthrift Clause(以下「浪費者条項」とする。)」の有効性と範囲に関する原則、2つ目は、信託の管理契約が受益者の最善の利益に反する場合に適用される、Doctrine of Administrative Deviation(以下「管理逸脱の原則」とする。)である。最初に「浪費者条項」の有効性と範囲について述べる。

「浪費者条項」は、受益者がエクイティ上 の利益を第三者に売却することができないよ う、又受益者の債権者が受益者の利益にかか っていけないよう、委託者(若しくはその弁 護士)が信託契約に定める条項である。一般 的な「浪費者条項」は、次のように示される。 「当信託の収益若しくは元本から生じる受益 者の利益は全て、期限前譲渡、若しくは受益 者の債務返済方法とすることができず、又差 押えの対象ともならない。」このような条項 は有効であろうか?これに対する答えは、反 対に私達に対し「信託は誰のものか」という、 より大きな疑問を投げかける。受益者が信託 財産の真の所有者であるとすれば、その所有 権に処分権は含まれ、その処分権により債務 者は債務を返済する義務があるという重要な ことに気が付く。つまり、債権者は私達が所 有する財産を差押えることができることにな る。他方、信託が基本的に委託者のものであ るとすれば、「浪費者条項」に示された委託 者の希望が最優先とされねばならない。つま り、受益者の権限は副次的なものとなり、受 益者の債権者にも及ぶこととなる。

英国のコモン・ロー及び初期のアメリカのコモン・ローにおいて「浪費者条項」は、無効とされていた。このルールは、1811年、英国の大法官エルドン卿により Brandon v.

Robinson 事件 (34 E.R. 379 (1811)) におい て示された。本件は、Stephen Goomが、破 産者である彼の1人息子 Thomas Goom の 利益のために、設定した遺言信託に関する ものであり、本遺言で、信託利益は「贈与、 移転又は譲渡できない⁽¹³⁾。」と記されてい た。原告 Brandon は、生存債権者で、被告 Robinson は受託者の一人であった。エルド ン卿は、譲渡禁止条項は無効であり、本件に おいて、Thomas Goom は本信託から利益を 受け、その利益は彼が破産した後も存在し続 け、それゆえ、この利益は債権者 Brandon に対する譲渡の対象となる、と判断した⁽¹⁴⁾。 Brandon v. Robinson 原則は、19世紀後半に は、アメリカにおいても一般的なルールと なっていたが、1882年の Broadway National Bank v. Adams 事件 (133 Mass. 170 (1882)) におけるマサチューセッツ最高裁判所の判断 により、アメリカ法の解釈変更がなされた。 本事件は、Charles Adams という遺贈者の 兄弟のための遺言信託に関するものであり、 その遺言では次の通り記されていた。

「私は、合計75千ドルを私の遺言執行者達に対し、信託として与える。受託者は信託財産を投資し、信託財産から生じる純収益を年2回、私の兄弟である Charles W. Adams に対し、彼の生存期間中、支払わなければならない。それは適宜、さもなければ彼の指示若しくは書面での指示により、彼に対し直接支払われる。すなわち、彼の債権者からの介入やコントロールを受けることなく、本収益は期限前譲渡することができないものとする(15)。」

マサチューセッツ最高裁判所は、本件について、遺贈者から Charles に対し財産が直接与えられたとするなら、現行法 (Well-Settled

Law)の下、この条項は無効であると判断した。なぜなら「コモン・ローにおいては、財産の譲渡や移転に条件を付することはできない、つまり譲渡禁止条件は譲渡された財産の本質に反し、無条件を原則とする(16)。」からである。また裁判所は、英国や米国の主たるルールでは、信託収益の制限に関しても同様の無効判断が適用されることを示した。裁判所の判断は次の通りである。

「信託財産から生じた収益が、婚姻配偶者 以外の者に対し、その者の生存中、与えられ る場合、その者は生存中、エクイティ上の財 産を譲渡、かつその者の債務の引き当てとで きる。この特性は定めがない限り財産と不可 分とならないが、明示があった場合、受益者 の債務から財産を守ることができる⁽¹⁷⁾。」

なぜ裁判所は、アメリカにおける主要な見解から離れ、委託者による「浪費者条項」の 有効性を採用したのであろうか?裁判所の見解は、委託者の意思と権利を指摘する。

「この信託の創設者は財産の完全な所有者であった。彼は、この財産を兄弟に対する完全な贈与だけではなく、制限を課すのが適当と考えた法に反しない制限を付した贈与により処分する完全権を有している。そのため、彼の意思は、それらがPublic Policy (以下「公序」とする。)に反しない限り、遂行されるべきである。私達は、遺贈者の慈悲の対象者である受益者に対し、信託財産から生じる収益を制限しつつ与えることや、受益者の先見のなさや不幸を避けるために条項を付すことを認めることが、有効な公序の原則に反すると考えることはできない(18)。」

この「浪費者条項」の有効性を受容するというマサチューセッツ最高裁判所の決定は、 大きな影響を及ぼし、今日ではアメリカの全

裁判所が「浪費者条項」を承認している。し かし、話はこれで終わらない。なぜなら「浪 費者条項」は一般的に有効であるが、いつも 効果がある訳ではないからである。アメリカ のいくつかの州は、信託財産における受益者 の利益を受益者が譲渡する能力や、債権者が その利益を差押えする能力に関する規定を設 けることにより、「浪費者条項」の効力に制 限を課している。例えば、ニューヨーク州は、 債権者は「受益者の扶養と教育のために必要 な金額を超える⁽¹⁹⁾」所得については、差押 えることができるという規定を設けている。 又いくつかの州では「浪費者条項 | の存在に もかかわらず、受益者の利益を差押えること ができる特定の債権者を明確にするという方 法が採用されている。これは、信託法リステ イトメント(第三次)でも採用されている。 信託法リステイトメント (第三次) 第59条は 「有効な浪費者信託における受益者の利益は、 (a) 子供・配偶者・前配偶者の扶養、若しく は(b) 生活必需品の購入または供給、信託 財産にかかる受益者利益の保護のためのサー ビスや供給のためであれば、受益者に対する 強制的請求権の履行により差押えることがで きる | とする。これは3つのカテゴリーに分 類される。すなわち、家族の扶養のための請 求、生活必需品に関する請求、そして受益者 の信託利益を保護するための請求である。以 下、各々について順次述べる。

信託法リステイトメント (第三次) は、家族の扶養のための請求、言い換えれば、子供・配偶者・前配偶者からの保護の請求は「浪費者条項」に優先すると定める。その合理性につき、リステイトメントのコメンタリーは「公序の下、受益者は扶養家族の保護を怠っている状態で信託利益を享受することはでき

ない。」とする⁽²⁰⁾。2つ目のカテゴリーは、 食事や医療ケアが必要な債権者からの請求で ある。これにつき、リステイトメントのコメ ンタリーは「このようなタイプの請求権を認 めないことは、必要な物や扶助を得る受益者 の能力をだめにすることになり、またこのよ うな請求を認めないことは、受益者保護を目 的とする委託者目的の本質に反することにな る | と説明する⁽²¹⁾。そして、3つ目のカテ ゴリーは、信託の受益者利益を差押えするこ とにより、受益者を助ける債権者による請求 である。リステイトメントのコメンタリーは 「このようなケースにおける受益者は、請求 者が受益者の利益を差押えなければ、不当に 利益を得ることになる。すなわち、資力が慎 ましい受益者は、浪費者制限を、信託におい て自身が意図した権利を保護したり強制した りするのに必然的なサービスを得るための障 害と考えるからである。| とする⁽²²⁾。

その他、信託法リステイトメント(第三次) に関しては、例えば受益者の過失、無知、故 意により生じた不法行為請求権のような種類 の請求権に対しても「浪費者条項」は効力を 有しないのか、疑問を持つかもしれない。し かし、「浪費者条項」に対する、不法行為請 求権の処理については論争のあるところで ある。1997年、ミシシッピー最高裁判所は、 Sligh v. First National Bank 事件 (704, So.2d 1020 (Miss. 1997)) において「浪費者条項」 は、不法行為から生じた請求権から信託受益 者を保護しないと判断した⁽²³⁾。Sligh 事件に おける判断結果は、賞賛また批判された。た だし、ミシシッピーにおいて、このケースは もはや法ではない。すなわち、裁判所のルー ルは「浪費者条項」の有効性を再び肯定し制 定された州法により、拒絶されたからである。 信託法リステイトメント (第三次) は賢明に も、そのような困難な局面には立ち向かわな かった。

信託法リステイトメント(第三次)は、所有権を有する委託者の希望や動機と受益者の責任との合理的な均衡を提供している。Broadway National Bank 原則は、受益者が信託利益を無償若しくは有償で譲渡する権限を取り除くために、委託者が「浪費者条項」を使用することを認めた。しかし、現在「浪費者条項」は、受益者が所有権の義務を負っていると認められる場合などには、より微妙な状況にある。

次に、信託契約の信託管理規定において、 受託者が受益者の最善の利益に反し行動する 内容が示されていたため、信託期間中に、委 託者の権利と受益者の権利との間に緊張が生 じる場合について、検討する。この場合、管 理逸脱の原則として知られる、受託者に対し、 問題ある条項に反して行動する許可を与える 原則がある。しかし、何が管理逸脱の必要要 件となるのであろうか? 20世紀を通したア メリカ法の立ち位置は、信託法リステイトメ ント(第二次)により示されている。信託法 リステイトメント (第二次) 第167条は「裁 判所は、委託者の予期しえない事情のため、 信託条項を遵守することが信託目的の達成を 困難にしたり、実質的に不可能にさせるよう な場合には、受託者に対し、このような信託 条項をはずすことを命じ、または許可するこ とができる。」とする(24)。この規定は、委託 者の認識や意図に重要な役割を与えられてい ることを示している。

信託法リステイトメント(第二次)と同様、 委託者の推測意思の役割は、管理逸脱に関す

るリィーディングケース、1931年、ニュー ヨーク州の検認裁判官により判断された re Pulitzer's Estate 事件 (249 N.Y.S. 87 (1931)) において顕著に示されている。本事件は、ア メリカにおいて最も影響力のあるジャーナリ ストの一人であった移民 Joseph Pulitzer の 遺言に関するものであった。彼は2つの新 聞、New York World (その関連新聞である Sunday World と Evening World を含む。) と St. Louis Post-Dispatch を出版しており、 New York World は彼のお気に入りであっ た。すなわち、彼は New York World を世 界で最も広く読まれる日刊新聞にするために 働いていた。Pulitzer が死亡した時、彼の遺 言信託で Pulitzer Publishing Company (St. Louis Post-Dispatch を発刊している会社) 及び Press Publishing Company (New York World, Sunday World, Evening World を発 刊している会社)の株式は信託に移された。 当該信託の受託者は、前者株式の売却は許可 されていたが、後者株式の売却は認められて いなかった。これに関する規定は次のとおり である。

「ここに私は、St. Louis Post-Dispatch を発刊する Pulitzer Publishing Company における私の持分を与えた遺言執行人及び受託者達が、いつでも、そして適宜、その株式の全部若しくは一部を公的若しくは私的に、彼らが最適と考えた金額及び条件で売却・処分すること、そして売却により生じた利益を本信託において、受益者に代わり、その者のために保有することを承認し、その権限を与える。この売却権限は強制とは解されず、純粋に裁量的なものである。ただし、この売却権限はいわゆる St. Louis Post-Dispatch を発刊する Pulitzer Publishing Company の株式に

限定され、どんな状況下においても、受託者 に対し『The World』新聞を発刊する Press Publishing Company の株式を売却若しくは 処分することを承認し、または権限を与える ものではない。私は特に息子と相続人達に対 し『The World』新聞(私はこれを自身の健 康と体力を犠牲にして維持・経営してきた) を、私がこれを単なる利益獲得手段以上の動 機、公的制度として創設し運営する努力を続 けてきたのと同じ精神で、完全かつ永続的に 維持する義務を課す。私は、これがいつも独 立した精神を持って、かつ人々や公的代表者 の間で、高水準かつ公的精神を教えるという 視点で運営されることを求めており、今後も この新聞が同じ原理で運営されるべきことを 切に願っている⁽²⁵⁾。」

しかし残念なことに、New York World は 不採算となり、信託は価値を落としすぎ存続 するのに危険な状況となった。そこで、受託 者は裁判所に行き、信託契約を逸脱し、株式 を売却することの承認を求めた。裁判所はこ れに同意し、売却を許可した。どのようにし てこの結論に至ったかは注目すべきである。 裁判所判断の中心的な理由は、委託者の意思 に由来するものであった。つまり、Pulitzer であれば、株式の価値が危険な推移まで落ち た場合、どうするつもりだったであろうとい うことである。信託契約からは、Pulitzerが、 そのようなシナリオを全く考えなかった程、 十分うぬぼれていたことがわかる。しかし、 正しい結果にたどり着くため、裁判所は、委 託者の経営判断を過度に称賛した曖昧な理由 を採用した。裁判所は、次のように述べた。

「Pulitzer 氏が株式を支配する目的は、彼の子供達のために公平な収益を維持することと、残余取得者に対し、最終的に毀損のない

残余財産を受領させることにある。彼は信託を永続させ、最終的に彼の孫に受益を与えることを意図していた。聡明かつ事業の才能がある人は、彼の名前や功績に関わる新聞の発刊は、破産や清算により信託財産全体が破壊・破綻するまで持続されるべきであるというような虚栄心だけを意図することはない。委託者自身が設定した意思は信託を救うことであるとの判断により、裁判所は、受託者は信託財産を売却する権限があると判断した⁽²⁶⁾。

ただし、現代信託法の下では、委託者が設 定した意思という概念を使うことなく、同じ 結論に至ることができる。信託法リステイト メント(第三次)は「気まぐれで馬鹿げた他 の目的のために、受益者利益に反する信託管 理を行うことを信託契約に定めることは公序 に反する。信託契約は、それに従うことによ り適当な信託管理を妨げる場合、強制させる ことはできない。」とする(27)。この原則は、 Uniform Trust Code (以下「統一信託法典」 とする。)のコメンタリーで、以下のとおり、 より詳細に説明されている。「信託目的を定 める際、委託者には相当な自由裁量が与えら れるが、信託は受益者のためという目的を有 する原則により、信託財産の利用に対する不 合理な制限は排除される。所有者は所有財産 を使用できるという気まぐれな自由は、財産 が他者の利益のために信託設定された時に終 了する(28)。」「浪費者条項」の有効性と対象 範囲と同様、管理逸脱の原則においても、信 託法がどのように、委託者の希望と受益者の 所有権との再調整を行っているかが示されて いる。信託管理は、最終的には受益者の利益 のためにされなければならず、受益者の信託 財産にかかるエクイティ上の所有権は、尊重 されねばならないのである。

最後は、信託終了における信託管理についてである。丁寧に作成された信託契約には、必ず信託の当然終了に関する規定が定められている。例えば、委託者の生存配偶者に対し、その者の生存中、信託収益を分配し、その後委託者の生存相続人達に対し、信託の元本を支払う信託があった場合、その信託は配偶者の死亡により終了する。しかし、ここでのテーマは、信託契約による終了ではなく、受益者の請求による早期終了である。委託者が受益者に対し、信託財産の完全所有権ではなく、制限されたエクイティ上の利益を与える選択をする場合、信託が設定されるが、その際、受益者は完全に所有権を取得したいということをどの程度、決定できるだろうか。

英国の大法官裁判所は、1841年、Saunders v. Vautier 事件(41 E. R. 482(1841))の判 断をする際、この問題に直面した。遺贈者 Richard Wright は、東インド会社の株式を 甥の Daniel の利益のための信託として遺贈 した。信託契約では、利子と配当は Daniel が25歳に達するまで累積され、彼が25歳にな った時、株式に累積した利子と配当を加えた 全てを、彼に完全移転するとされていた。し かし Daniel は、21歳になった時、信託財産 の即時取得を裁判所に申し立てた。裁判所 は、この申出を承認した。なぜなら、利益 は Daniel に対し完全に与えられていたため、 彼は成人になるとすぐに信託財産を請求する 権限を有していたからである。このことから、 Saunders v. Vautier 事件は「エクイティ上 の信託利益を有し、かつ行為能力者である関 係人すべてが、信託財産の終了と分配に同意 した場合⁽²⁹⁾」信託は終了できることを示し たものと理解されている。

Saunders v. Vautier 原則は、1889年、マ

サチューセッツ最高裁判所がClaffin v Claffin 事件(149 Mass.19(1889))の決定をする まで、アメリカの裁判所においても一般的 に採用されていた。Claffin v Claffin 事件で Wilbur Claffin は、彼の残余財産を信託に移 転し、受託者に対し、資産を売却し、利益の 3分の1を配偶者の Mary、息子の Clarence 各々に対し全て支払い、残りの3分の1は息 子 Adelbert のための信託として保有した後、 彼が21歳になった時に\$10.000、25歳になっ た時に\$10,000、30歳になった時に残り全て を支払うことを指示した。しかし、Adelbert は21歳になった時、まだ25歳になっていない にもかかわらず、信託の終了と信託財産の即 時分配を求める訴えを起こした。Saunders v. Vautier 原則の下では、彼の意見は認めら れたが、裁判所は彼の請求を棄却した。そ の際、裁判所は、たった7年前のBroadway National Bank 事件における自身の決定を引 用し、次の点を強調した。「遺贈者は、自身 の財産について法に反しない制限や不動産権 の内容を指定して、自由に処分する権限を有 する。そのため、遺贈者の意思は、それらの 制限等が実定法や公序に反しない限り、遂行 されるべきである(30)。」そして、裁判所は次 のように結論づけた。

「私達は、遺贈者の受託者に対する、原告が25歳と30歳になった時に原告に対し、金銭を支払うという指示が、公序に反する、若しくは原告に与えられた財産権に矛盾し、実施すべきでないとは考えない⁽³¹⁾。|

Claffin v. Claffin 原則は、信託は、次の2つの条件を充足した場合にのみ、自発的同意により即時終了できることを意味するものと理解されている。ひとつは、Saunders v. Vautier 事件のように、行為能力のある受

益者全員が早期終了に同意することであり、もうひとつは、早期終了が信託設定した委託者の実質的な目的に反しないことである。Claffin v. Claffin 事件から数十年の間に、様々な種類の信託に実質的な目的が存在するとして、早期終了から保護される判断が下された。特に、受託者に対し信託収益や元本の分配に関する裁量権が与えられている信託(Discretionary Provisions(以下「裁量規定」とする。))や「浪費者条項」が付された信託は、実質的な目的があると判断された。実際、信託の全てに裁量規定が設けられ、かつほとんどに一般的表現である「浪費者条項」が設けられていることを考慮すれば、現在、ほとんどの信託が早期終了することはない。

信託法リステイトメント(第三次)は、委 託者の権利と受益者の権利の均衡を、実質的 な目的という要件を実質的に緩めることによ り再調整している。ここでのポイントを3つ 述べる。最初は「浪費者条項」の存在は、も はや実質的な目的の推定証拠とはならないこ とである。信託法リステイトメント(第三次) 第65条コメント e は「浪費者制限、それ自体 には、受益者全員の同意による終了を避ける 実質的な目的の確立、若しくはその推定を創 造する効果はない。」とする⁽³²⁾。次は、裁量 規定の存在は、もはや実質的な目的の推測証 拠とはならないことである。第65条コメント e は「裁量規定は、受益者達が一緒に信託の 終了を行うことを避けようとする明確な関心 や保護目的を明らかにするだけで、委託者の 財産から生じる利益を、様々な受益者の間で、 流動的に配分する計画以上のことは何も示さ ない」とする⁽³³⁾。そして最後は、たとえ裁 判所が実質的な目的が明示されていると判断 したとしても、裁判所は早期終了理由に反す る実質的な目的を重視することを信託法リステイトメント(第三次)から指図されることである。第65条(2)は、裁判所が「終了理由が、実質的な目的に勝ると判断すれば」、信託を早期に終了することができるとする⁽³⁴⁾。簡単に言えば、委託者の意思が自動的に受益者の意思に勝ることはないということである。

信託法リステイトメント (第三次)の主たるテーマである、信託委託者の願望と信託受益者の利益と権利との均衡は、上述した例により示されている。

Ⅲ. 新しい潮流─信託とは何か?信認関係なのか、それとも法主体なのか?

信託法リステイトメント(第三次)は、委託者の願望と受益者の利益と権利との均衡に加え、「信託とは何か」という根源的な問いに関し、新しい方向へ信託法を押し進めている。伝統的なアメリカ法は、会社はEntity(以下「法主体」とする。)であるが、信託はFiduciary Relationship(以下「信認関係」とする。)であるとする。例えば、信託法リステイトメント(第二次)第2条は、信託を以下のように定義付けている。「信託とは、他者の利益のために財産を扱うというエクイティ上の義務が付された財産の所有権を有する者に対する、財産に関する信認関係をいい、それを設定しようとする意思の明示により生じる。」

信託を法主体としてではなく、関係として 取扱うことによる重要な効果のひとつに、信 託が訴訟対象とならないことがある。つまり、 アメリカ法における伝統的原則の下では、第 三者は受託者個人に対して、訴訟を提起しな ければならない。例えば、契約責任に関し、 コモン・ロー上の原則は、受託者は自身が行 った契約に関し、契約する権限を有するか否 かを考慮せず、個人として責任を負い、信認 能力(Fiduciary Capacity)に基づき行った 契約に対し、個人的責任を免れることはでき ない。つまり、受託者は個人として責任を負 う。受託者が適切に契約を行った場合、受託 者は信託財産により補償されるが、信託財産 による補償が十分でない場合、受託者は裁判 所が示した残額について、個人的な責任を負 うこととなる。不法行為における受託者の責 任も同様である。コモン・ロー上、受託者は 受託者自身、若しくはその従業員や代理人が 行った不法行為により生じた損害に対し、個 人的に責任を負う。受託者に個人的な過失が ない場合、受託者は信託財産からその損害を 賠償することができるが、信託財産での補償 が十分でない場合には、裁判所が示した残額 について、個人的な責任を負うこととなる。

信託法リステイトメント(第三次)も、信託を信認関係とする伝統的な定義を継承したが、受託者責任のルールは変更している。申立人は、もはや受託者個人に対し、訴えを提起する必要はなく、受託者を信託の代理人として訴えることができる。信託法リステイトメント(第三次)第105条は「第三者は、代理権限のある受託者に対する訴訟手続きにより、信託管理上生じた責任について、受託者に個人的責任があるか否かを、信託に対し請求することができる。」とする。これに関しコメントbは、さらに詳細な説明をしている。

「信託管理遂行上、受託者はしばしば、第 三者に対する責任を負う。これらの責任は、 受託者が有する信託財産に対する所有権若し くは管理、又は受託者が行う契約、そして受 託者・受託者の代理人・従業員による不法行為により生じる。歴史的に、受託者は第三者から個人的に訴えられ、信託管理遂行により生じた全ての責任に対し、受託者の適切な行為かつ信託財産の範囲内で信託財産から補償を受け、個人的な責務を負っていた。本条で検討した現代的アプローチは、代理権限に基づく受託者に対する請求を認め、受託者が行なった適切な行為について受託者に対し、個人的責任を求めないとする。|

この新しい代理責任アプローチは、受託者 が適切に代理行為を行っている場合に、受託 者に対し個人的責任を負わせることや、受託 者が個人的財産で負担するリスクを負うこと は適当でないことから、合理的とされている。 そして、代理責任のルールを包含することに より、信託法リステイトメント(第三次)は、 法はまだ十分でないものの、信託法が信託を 法主体として認識する方向に押し進めてい る。信託法リステイトメント(第三次)第21 章の紹介文では、このことを率直に示してい る。「(信託法リステイトメント(第三次)の 第三者に対する責任に関する条文) における アプローチは、伝統的コンセプトより現代的 リアリティを認識している。技術的に、信託 はまだ一般的に法主体として認識されてはい ない。しかし、それは通常、連邦税の徴収目 的であったり、あるいは既に実務上、受託者 は信託の代表として行動し、信託の代理人と して訴えられている。さらに、本章やアメリ カの至る所で、「信託」に対する請求や責任、 及び「信託」に対する受益者の債権・債務へ の適用、又は法や実務上、様々な他のコンテ クストにおいて、信託をあたかも法主体であ るかのように適用することが、もはや適当で ある程、信託は法主体として扱われている。」 アメリカ法において、信託は法主体として まだ十分に概念化されていないが、信託法リ ステイトメント (第三次) はこの新しい方向 へ法を押し進めている。

Ⅳ. 信託法リステイトメント (第四次) 刊行時期

アメリカ法律協会が新しい信託法リステイ トメントの編纂を始める時期について言及 し、本講演のまとめとする。この議論は、時 期尚早であるようにも思える。なぜなら、信 託法リステイトメント (第三次) が2012年に 刊行されてから、まだ7年しか経っていない からであり、信託法リステイトメント(第三 次)のインクが最近乾いたばかりで、信託法 リステイトメント(第四次)を刊行する必要 はないからである。他方、アメリカ法律協会 が新しい信託法リステイトメントの編纂計画 を始める時期にある、若しくはすぐにその時 期が来るとも考えられる。なぜなら、信託法 リステイトメント (第三次) は、基本的に21 世記の産物であり、信託法や信託実務を変更 する、より新しい発展も見受けられるからで ある。これには例えば、Directed Trusts (35)、 Unitrusts (36)、Trust Decanting (37) が あ る。 さらに、信託法リステイトメント (第三次) は、信託法を変更する信託ビジネスに対する、 裁判上の争いの現代的影響について、十分考 慮していなかった。また委託者が、信託を設 定する際、自身にとって好ましい州を、たと え委託者や受益者がそこに居住していなくと も、信託を管轄する州として選択するケース が増加している。これは、Self-Settled Asset Protection Trusts (38), Perpetual Tusts (39), Silent Trusts (40) を承認する州が増加した結

果である。新しいリステイトメントは、このような新しい信託実務の世界に対し、より直接的に指示することができるであろう。

アメリカ法律協会が新しいリステイトメン トの編纂を計画するとすれば、それは信託法 リステイトメント (第四次) 若しくはそれよ り幅広いものになるであろう。リステイトメ ント(第三次)は、信託法リステイトメント (第三次) と財産法リステイトメント (第三 次)、すなわち遺言と他の贈与移転に分かれ ている。そして後者は、全ての贈与的な文書 に同じルールが適用されるのと同様、遺言法 以外の他の項目である遺言代替商品、無遺言 相続、贈与、現在及び将来利益、そして指名 権を対象とする。しかし、これら2つのリス テイトメントを「家族財産法リステイトメン トーというひとつのリステイトメントに融合 する強い要請がある。「信託と資産」や「エ ステイトプランニング | として知られている 分野に携わっているアメリカの法律家は、信 託法及び贈与移転に関する法のいずれも熟知 している。このことは、アメリカ法の教授に とっても同様である。なぜなら、信託法と贈 与移転に関する法は法律学校の同じコースで 教えられているからである。信託と贈与移転 に関するリステイトメントは、共にアメリカ 実務と法学に影響を与えるであろう。

数年以内、若しくは少なくとも講演者の生存中には、アメリカ法律協会が新しいリステイトメント、すなわち「家族財産法リステイトメント」の編纂作業を始めることを期待している。

【注】

- (1) https://www.ali.org/about-ali/how-institute-works/.
- (2) Id.

- (3) Prudent Man Rule (慎重人準則) とは、思慮分別 のある人を基準とする法準則。信託財産の投資運用 について適用される法準則で、受託者は、思慮分別 のある人が事務を執行するように、投機的観点から でなく、信託財産の恒久的運用という見地から、投資される元本の安全性だけでなく、収益をも十分に 考慮して行動しなければならないという原則(田中英夫『英米法辞典』680頁(東京大学出版会1991))。
- (4) Restatement (Second) of Trusts § 227 (a).
- (5) Prudent Investor Rule (プルーデント・インベスター・ルール) とは、受託者は、信託の目的、条項、分配要件その他の状況に照らしてプルーデント・インベスター(思慮深い投資家) であれば行うであろう方法で、信託資金を投資し運用する義務を、受益者に対し負うとされる原則をいう(早川真一郎監訳、トラスト60訳「アメリカ法律協会・信託法リステイトメント (第三次)一プルーデント・インベスター・ルールー(2)」信託174号97頁)。
- (6) エドワード・ホールバック教授は、1994年6月17日 信託協会にて、信託法リステイトメント (第三次) に関する講演を行なっている (エドワード・ホールバック、新井誠訳「信託法第三次リステイトメントの展望」信託180号58-87頁参照)。
- (7) このテーマに関する論稿として、Thomas P. Gallanis, *The New Direction of American Trust Law*, 97, Iowa L. Rev. 215-237 (2011).
- (8) 私益信託の一般的な目的は、確定した若しくは確定できる受益者に対し利益を与えることであり、この目的の範囲内で、信託は多様な目的を設定する。Restatement (Third) of Trusts, Section 27, Comment (2) b.
- (9) Bernard Rudden, Book Review, *Modern Law Review*, vol. 44, p. 610 (1981).
- (10) Judicature Act 1873, 1875により、エクイティ裁判所はコモン・ロー裁判所に統合された。HANBURY & MARTIN, MODERN EQUITY, 4 (20th ed. 2015).
- (11) John H. Langbein, "The Secret Life of the Trust,"
 Yale Law Journal, vol. 107, p. 165 (1997).
 その他、John H. Langbein, *The Contractarian Basis*of tire Law of Trusts, 105, YALE L. J, 625-675 (1995)
 も参考。
- (12) Restatement (Third) of Trusts, Intro, Note.
- (13) 34 Eng. Rep. 379 (Ch. 1811).
- (14) エルドン卿は、受益者が破産する前にその者に対し 財産を処分することと、破産後に処分すること、そ

してその者に財産を与えようとすることと、その者の債権者に利益を与えることを回避しようとすることは明らかに異なるとした。34 E.R. 380 (1811).

(15) 133 Mass. 170 (1882).

本遺言では、Charles が死亡した場合、Charles に対するのと同様の方法で信託財産から生じる利益は、その妻と子のために支払われると示されていた。

- (16) Id. at 171.
- (17) Id.
- (18) Id. at 173.
- (19) N. Y. Estates, Powers & Trusts Law § 7-3.4.
- (20) Section 59, Comment b.
- (21) Id., Comment c.
- (22) Id., Comment d.

信託法リステイトメント (第三次) 第59条(b)については、次の例が示されている。

委託者Sが、受益者B、Rのための信託を設定(Bの生存中はBが受益者、残余財産はR若しくはその相続人が取得)した後、すぐにCも受益者とする変更を行なった場合において、Bが訴えを提起、CがAを弁護士として雇った時、弁護士Aから債務者Cに対する、当該弁護士報酬の請求は、第59条(b)信託財産にかかる受益者利益の保護のためのサービスに該当するため「浪費者条項」による制限は及ばないというものである。Id., Comment b, Illustration 3.

- (23) 704 So. 2d. 1023 (Miss. 1997).
- (24) 慶應義塾大学信託法研究会「米国信託法リステイト メント(16)」信託107号45頁参照。
- (25) 249 N.Y.S. at 92.
- (26) Id. at 94-95.
- (27) Section 29, Comment m.
- (28) UTC § 411, Comment.

統一信託法典は、信託財産の使用に不合理な制限 を課そうとする企ては失敗するともする。

- Quoting Gregory S. Alexander, "The Dead Hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century," Stanford Law Review, vol. 37, p. 1201.
- (30) 20 N. E. at 456.
- (31) Id.
- (32) 浪費者条項には、単に連続した受益を与えたいためだけ、若しくは受益者全員による早期終了の申出を認めるのと矛盾する他の理由のためだけに、委託者にとり重要でなく、かつ知られていない通常ありきたりな信託規定や税目的のために設定された信託が含まれているからである。Restatement (Third) of

Trusts, Section 65, Comment e.

(33) 例えば、受託者Tに対し、委託者Sの配偶者H、相続人、相続人の配偶者に対し、個人的事情・財政状況・税金等を考慮し、Tが適当と考える方法で、信託利益及び元本を分配することを許可する信託Aには、受益者による終了を回避する実質的な目的があるが、信託利益と元本は全て、委託者Sの配偶者Hに対し、受託者Tの裁量で分配するとの定めがある信託Bには、65条の下、受益者による終了を回避する実質的な目的はないとされる。Id、Illustration 11.

— 215 —

- 34 委託者の実質的な目的に反するため受益者は信託を終了することができないという事実があったとしても、裁判所は、遺言信託や生前信託の有効性に関する争い解決のためであれば、信託の一部を終了することができる。Id, Comment h.
- (35) Directed Trust とは、受託者が伝統的に有する権限や裁量権(信託財産の売却、運用、分配、投票など)を取り除き、受託者以外の指図を受けた者に対し、これらの権限や裁量権を与える信託、例えば、デラウェア州法第12編第3313条に定める信託をいう。Peter S. Gordon, Why is Everyone Talking about Delaware Trusts?, 19-37, 1-38 (2016).
- (36) Unitrust とは、受益者にその生涯の間又は20年を超えない期間、年ごとに評価される信託財産の純公正市場価格に、予め定められた率を乗じて得られる金額相当の金銭を収益の中から少なくとも毎年一回支払う信託をいう。残余権を公益団体に与えるものは、Charitable Remainder Trust と言う (田中英夫『英米法辞典』883頁(東京大学出版会1991))。
- 37 Trust Decanting とは、受託者に対し、一人又は複数人の受益者のために、最初の信託における信託財産により第2の信託を組成する権限が与えられた信託、例えば、デラウェア州法第12編第3528条(a)に定める信託をいう。Peter S. Gordon, Why is Everyone Talking about Delaware Trusts?, 14, 1-38 (2016).
- (38) Self-Settled Asset Protection Trust (A P T) とは、 委託者兼受益者であるにもかかわらず、債権者がか かっていけない受益権を委託者が設定することがで きる信託をいう。現在、17の州(アラスカ、デラウ ェア、ハワイ、ミッソーリ、ネヴァダ、ニューハン プシャー、オハイヨ、オクラハマ、ローデ島、南ダ コタ、テネシー、ユタ、バージニア、ウォーミング、 ミシガン、ミシシッピー、西ヴァージニア)において、 承認されている。Sandra D. Glazier et all, DAPTs and Klabacka: At the Intersection of Estate Planning

and Family Law, 37 Michigan Prob & Est Plan J, 5, 5–13 (2018).

- (39) Perpetual Trust とは、Rule Against Perpetuities(永 久拘束禁止則) の適用を受けない、永続的に続く 信託、例えば、デラウェア州法第25編第503条に定 める信託をいう。Peter S. Gordon, Why is Everyone Talking about Delaware Trusts?, 7, 1-38 (2016).
- (40) Silent Trust とは、受託者の受益者に対する通知義務や情報提供義務を委託者が完全に放棄若しくは厳しく制限した非撤回信託、例えば、デラウェア州法

第12編第3303条から3339条の規定に従って設定された信託をいう。受益者への情報提供を制限することにより、①委託者の財産管理計画を秘匿できる、②信託財産が家族ビジネスの場合、受益者からの介入を回避することができる、③受益者の意思能力低下などによる影響を回避できるなどの利点があるとされている。Vincent C. Thomas, Mark E. Doyle, Delaware Silent Trusts, Delaware Banker, Spring, 24–25, (2016).

[監訳者あとがき]

本稿は、アイオア大学教授トーマス・ガラニス(Thomas Gallanis)氏が2019年11月25日に信託協会で行った講演を訳出したものである。ガラニス教授は甘粕公益信託の招聘により来日され、信託協会、中央大学等でアメリカ信託法に関する講演を行った。ガラニス教授は将来を嘱望されている少壮有為の信託法研究者であり、信託法リステイトメント(第三次)の編纂にも関与した経歴を持つ。本講演においても、信託法リステイトメント(第三次)制定の背景、委託者の自己決定と受益者の権利の均衡、信託の法的性質(信託義務、法的主体のいずれなのか)、第三次以後のさらなる信託法リステイトメントの構想が述べられており、啓発されるところが多く、きわめて有益な講演であり、本誌においてその内容を公表することとした次第である。中央大学における講演についてもその翻訳を別途公表する予定である。

本稿は中央大学法学部助教の福田智子氏の訳業である。同氏は信託法も研究対象としており、2020年4月から研究者としてのスタートを切ることが予定されている。監訳者としては同氏の訳業に謝意を表したい。

(中央大学法学部教授 新井 誠)

(トーマス・ガラニス、 あらい・まこと、ふくだ・ともこ)